



# 本庄市 統計調査員を募集しています

## ●「統計調査」とは？

統計とは、一定の条件で定められた集団について調べた結果を、集計・加工して得られた数値です。日本では統計法に基づき様々な公的統計調査が行われており、その結果は行政機関での利用にとどまらず、広く利用されています。

利用例) 国政選挙の選挙区設定、国・地方自治体の各種計画策定の基礎資料等

## ●「統計調査員」とは？

統計法に基づく統計調査において、調査票の配布・回収・検査・整理を行う人を「統計調査員」と言います。

統計調査員は、統計調査の最前線にあつて、世帯や事業所といった調査対象の方々を訪問し、調査票の記入依頼や調査票の回収・検査・整理といった統計調査の仕事の中でも最も重要な役割を担っています。

## ●統計調査員の仕事

1. 登録した調査員へ市から依頼をします。  
依頼の際に日程、調査内容、調査区域などを提示しますので、都合があれば引き受けてください。
2. 調査員説明会に出席し、調査の進め方について説明をうけます。
3. 調査票配布および記入依頼（記入の仕方の説明）を行います。
4. 記入された調査票を回収します。
5. 回収した調査票を検査・整理します。
6. 調査票などの調査関係書類を市へ提出します。

## ●主な調査

国勢調査、経済センサス、住宅・土地統計調査、工業統計調査 等

### ●応募資格

次の要件をすべて満たしている必要があります。

- ・責任をもって調査事務を遂行できる方
- ・原則として20歳以上の方
- ・秘密の保護に関し信頼のおける方
- ・税務、警察及び選挙に直接関係ない方

### ●統計調査員の身分は？

統計調査員は、国または県から統計調査の期間中のみ任命される非常勤の公務員となります。

### ●調査期間

調査によって異なりますが、おおむね2～3か月です。

### ●報酬は？

統計調査員には、それぞれの調査活動に対して報酬が支払われます。

報酬は、通常、調査員手当といわれており、手当の額は調査ごとに活動日数・調査対象数などを考慮して定められています。※1つの統計調査を通じて、おおむね3～5万円程度です。

### ●注意

統計調査によっては、調査員を必要とする人数が少ない場合もあり、登録された方全員に毎回仕事をお願いするとは限りません。

また、調査員業務は統計調査ごとに発生し、年間を通じて従事する形態ではありませんので定期的な収入は見込めません。

### ●統計調査の仕事を希望される方

下記担当あてにお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

**本庄市 企画財政部 企画課 企画係（本庁舎3階）**

**電話：0495-25-1157（直通）**